生駒市規則第16号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則(平成12年3月生駒市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「6月」を「5年(個人で事業を営んだ後に法人となった者に あっては、個人で事業を営んでから5年)」に改める。

第8条第1項中「2分の1に相当する額」を「全額」に改める。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症対策としての融資の特例)

3 令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に申請される新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)対策としての融資に関する第4条第4号イの規定の適用については、同号イ中「7年」とあるのは、「5年」とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市中小企業融資規則の規定は、令和4年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。